【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、入州者に対しオンラインによる入州届け (Queensland Travel Declaration) を義務化(6月19日(土)午前1時より施行)

2021年6月18日 在ブリスベン総領事館

6月17日 (木)、ダース・クイーンズランド (QLD) 州保健大臣は、同19日 (土) 午前1時以降、豪州全域及びニュージーランドから QLD に入州する場合には、オンラインによるQLD 入州届け (Queensland Travel Declaration) の提出を求める旨、発表しました。

- ●QLD 州保健大臣は、州内における COVID-19 感染拡大を防止するため、接触調査作業が必要となる場合にそれを容易にする目的で、豪州全域及びニュージーランドから 6 月19 日 (土) 午前1時以降入州する者に対し、オンラインによる QLD 入州届け (Queensland Travel Declaration) の提出を新たに求める旨、発表しました。
- ●なお、6月17日(木)現在、QLD州は、ビクトリア(VIC)州のうちメルボルン大都市圏の み、6月11日(金)午前1時より感染多発地域(hotspot)に指定し、引き続きこの指定が 適用されていますのでご注意ください。

メルボルン大都市圏の hotspot 指定に関しては、以下の 6月 10 日付当館領事メールをご参照ください。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus10062021_2.pdf

- ●同日時以降、COVID 感染状況に従って、以下の3つの区域・指定が行われ、Queensland Travel Declaration 届けに対し、それぞれに従った指示等が返信されます。
- ・緑区域(green Queensland Travel Declaration): 感染多発地帯(hotspot)にも州外感 染場所(interstate exposure venue)にも該当しない(滞在していない)場合
- ・黄区域 (amber Queensland Travel Declaration): 州外感染場所 (interstate exposure venue) に該当する (滞在している) 場合
- ・赤区域 (red Queensland Travel Declaration): 感染多発地帯 (hotspot) に該当する (滞在している) 場合
- 1 6月19日(土)午前1時までに入州する場合
- ・Queensland Travel Declarationを提出する必要はない。
- 2 6月19日(土)午前1時以降に入州する場合
- ・帰州するQLD州居住者を含め、入州の3日前から入州するまでの間に、Queensland Travel Declaration をオンラインで提出しなければならない。右手続きは約3分で終了し、メールで返信される指示等に従わなければならない。
- ・Queensland Travel Declaration 提出後に、入州日時等の変更がある場合は、最新状況に基づき新たに Queensland Travel Declaration を提出しなければならない。

- 3 感染多発地域(hotspot:赤地域)及び同地域の含まれる州・準州に滞在している場合・QLD州の指定する感染多発地域(hotspot:赤地域)に過去14日の間に、或いは指定された日時以降に滞在した(いずれか短い方)場合は、入州は認められない。
- ・過去14日の間に感染多発地域(hotspot:赤地域)のある州・準州に滞在している場合は、QLD入州許可証(Queensland Border Declaration Pass)を入州の3営業日前までに申請し、取得しなければならない。
- ●日常的に業務や生活のために QLD に入州する州境近接地域の北部ニューサウスウェールズ (NSW) 州居住者の利便のため、両州隣接地域に州境地帯 (border zone: 青区域)を設け、これら NSW 州居住者(但し、過去14日の間に感染多発地帯 (hotspot) のある州・準州や、州外感染場所 (interstate exposure venue) に滞在していない場合に限る) が QLD に陸路で入州する場合には、Queensland Travel Declaration を提出する必要はない(但し、空路ないし海路による場合は必要)。

本件発表の詳細等については、以下の QLD 州政府関連ホームページ等 (全て英文のみ) をご覧下さい。

○Queensland Travel Declaration に関するダース州保健大臣声明

https://statements.qld.gov.au/statements/92423

○QLD州への入州に際して必要な措置の概要

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-

19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland

○Queensland Travel Declaration 概要

https://www.qld.gov.au/queensland-travel-declaration

○ Queensland Travel Declaration に関する州首席医務監司令 (Queensland Travel Declaration Direction)

https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/travel-declaration-direction

○Queensland Travel Declaration 提出サイト

https://www.qld.gov.au/queensland-travel-declaration/qld-travel-declaration

○QLD 入州許可証申請サイト

https://www.qld.gov.au/border-pass

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html